

適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と締結した「適合証明業務に関する協定書」及び別に定めた適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、適合証明業務の引受手数料（以下「申請手数料」という。）について必要な事項を定める。

(新築住宅に係る申請手数料)

第2条

業務規程第13条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(既存住宅に係る申請手数料)

第3条

業務規程第13条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第3に掲げる額とする。

(賃貸住宅等に係る申請手数料)

第4条

業務規程第13条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。

(申請手数料の減額)

第5条

BVJが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額することができる。

(アイアンドアイ地域に係る申請手数料)

第6条

アイアンドアイ地域に係る申請手数料を別表第5に掲げる額とする。

附 則

(施行期日)

この手数料規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 24 年 6 月 25 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 26 年 4 月 10 日より施行する。

(施行期日)

この手数料規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

【別表第1】 新築住宅(一戸建て等)に係る適合証明業務申請手数料

(下記金額は消費税8%を含む)

1. フラット35			
フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資(一戸建て)	BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計・中間・竣工をBVJに申請する場合(各申請を省略する場合も含む)			
設計検査 手数料	2,200	5,400	13,000
中間現場検査 手数料	4,400	10,800	26,000
竣工現場検査 手数料	4,400	10,800	26,000
設計・中間・竣工いずれかをBVJ以外に申請する場合			
設計検査のみをBVJに申請する場合の手数料	4,400	10,800	26,000
中間現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	8,700	21,600	51,900
竣工現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	8,700	21,600	51,900

2. フラット35S(優良住宅取得支援制度)			
フラット35S(優良住宅取得支援制度)	BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計・中間・竣工をBVJに申請する場合(各申請を省略する場合も含む)			
設計検査 手数料	2,200	16,200	45,400
中間現場検査 手数料	4,400	10,800	26,000
竣工現場検査 手数料	4,400	10,800	26,000
設計・中間・竣工いずれかをBVJ以外に申請する場合			
設計検査のみをBVJに申請する場合の手数料	4,400	31,100	54,000
中間現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	8,700	62,100	108,000
竣工現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	8,700	62,100	108,000

3. 竣工済特例の場合		中間現場検査を行うことが可能な時期を過ぎてしまった、または、竣工してしまった新築住宅(一戸建て等)の特例措置の料金		
フラット35及びフラット35S(優良住宅支援制度)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
一括申請 且つ 一括支払いとする	設計検査 手数料	4,400	10,800	26,000
	竣工現場検査 手数料	8,700	21,600	51,900

注1:フラット35S【特に優良な住宅基準(耐久性・可変性)】についてはフラット35の料金表を適用する。

注2:フラット35S【特に優良な住宅基準(省エネルギー性)】についてはフラット35の料金表を適用する。

注3:中間現場検査および竣工現場検査の申請において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が複数回となった場合、当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注4:一戸建て等で、建設住宅性能評価活用により竣工現場検査が省略でき、書類検査のみの場合は竣工現場検査手数料を半額とする。

注5:申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,400円(税込)とする。

注6:設計検査において一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合には1住戸あたり45,000円(税込)を加算する。

【別表第2】 新築住宅(共同住宅)に係る適合証明業務申請手数料

(下記金額は消費税8%を含む)

1. フラット35				
マンション全体で申請する場合(「フラット35登録マンション」とする場合)				
フラット35		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料	1～100戸	5,400	7,900	13,300
	101～200戸	6,500	9,000	14,400
	200戸以上	8,700	11,200	16,600
竣工検査手数料	1～100戸	48,600	71,100	119,600
	101～200戸	58,400	80,800	129,300
	200戸以上	77,800	100,200	148,800
住戸単位で申請する場合(「フラット35登録マンション」としない)				
フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資(共同建て)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料(1棟あたり)		43,200(棟)	43,200(棟)	43,200(棟)
竣工現場検査手数料(対象住戸1戸あたり)		5,400(戸)	5,400(戸)	9,720(戸)

2. フラット35S(優良住宅取得支援制度)				
マンション全体で申請する場合(「フラット35登録マンション」とする場合)				
フラット35S(優良住宅取得支援制度)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料	1～100戸	5,400	13,300	13,300
	101～200戸	6,500	14,400	14,400
	200戸以上	8,700	16,600	16,600
竣工現場検査手数料	1～100戸	48,600	119,600	119,600
	101～200戸	58,400	129,300	129,300
	200戸以上	77,800	148,800	148,800
住戸単位で申請する場合(「フラット35登録マンション」としない)				
フラット35S(優良住宅取得支援制度)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料(1棟あたり)		43,200(棟)	43,200(棟)	43,200(棟)
竣工現場検査手数料(対象住戸1戸あたり)		5,400(戸)	28,080(戸)	32,400(戸)

注1:フラット35S【特に優良な住宅基準(耐久性・可変性)】についてはフラット35の料金表を適用する。

注2:フラット35S【特に優良な住宅基準(省エネルギー性)】についてはフラット35の料金表を適用する。

注3:申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,400円(税込)とする。

注4:設計検査において一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合には1住戸あたり4,500円(税込)を加算する。

【別表第3】 中古住宅に係る適合証明業務申請手数料

フラット35・財形住宅融資

(下記金額は消費税8%を含む)

1. 一戸建ての住宅等	BVJで住宅性能評価を申請した場合	左記以外
フラット35 ^{*1} ^{*2} 財形住宅融資(中古住宅)	21,600	44,300
財形住宅融資(リ・ユース住宅)	21,600	64,800
財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅)	64,800	86,400
2. マンション	BVJで住宅性能評価を申請した場合	左記以外
フラット35 ^{*1} ^{*2} 財形住宅融資(中古住宅)	10,800 ^{*3}	44,300
財形住宅融資(リ・ユースマンション)	21,600	54,000
財形住宅融資(リ・ユースプラスマンション)	43,200	129,600

*1:フラット35S-中古タイプを含む(マンションで住棟単位で申請する場合も含む)

*2:フラット35Sを含む(マンションで住棟単位で申請する場合も含む)

*3:現場検査が省略でき、書類検査のみについては、この料金を適用する

注1: 物件調査において、申請者に帰すべき事由により、物件調査を実施する回数が複数回となった場合、当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注2: 耐震評価が必要な建築物(※)は、上表金額に21,600円(税込)を加えた金額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登録の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

注3: 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,400円(税込)とする。

【別表第4】 賃貸住宅融資に係る適合証明業務申請手数料

(下記金額は消費税8%を含む)

1. 賃貸住宅				
賃貸住宅融資		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料	1～100戸	21,600	53,200	53,200
	101～200戸	26,000	57,500	57,500
	200戸以上	34,600	66,100	66,100
竣工検査手数料	1～100戸	32,400	79,800	79,800
	101～200戸	38,900	86,200	86,200
	200戸以上	51,900	99,200	99,200

注1: 注1: 竣工現場検査の申請において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が複数回となった場合、当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注2: 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,400円(税込)とする。

【別表第5】 アイアンドアイ地域における適合証明業務申請手数料

下記項目に全て該当する場合、アイアンドアイ地域を適用する

1. アイアンドアイ地域(建物所在地)：札幌市、石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、空知郡南幌町、小樽市、苫小牧市、岩見沢市、夕張郡長沼町、石狩郡当別町
2. 申請代理者：アイアンドアイ地域に所在を置く代理者
3. 申請事務所：札幌アイアンドアイ事務所
4. 対象建築物等：床面積500㎡以下の建築物

(下記金額は消費税8%を含む)

新築住宅(一戸建て等、共同建て)・賃貸住宅		
	札幌アイアンドアイ事務所で 建築確認を申請した場合	左記以外
手数料	30,780	61,560

注1：一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合には新築住宅(一戸建て等)では1住戸あたり45,000円(税込)を、新築住宅(共同住宅)では1住戸あたり4,500円(税込)を加算する。